

重要

個人番号(マイナンバー)についてのご案内

平成 28 年1月1日より、特定医療費(指定難病)の支給認定申請の手續に「行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」)が適用されました。

これに伴い、申請書等への個人番号(マイナンバー)の記載と、申請者の「本人確認」が必要となります。(患者が 18 歳未満の場合は保護者のものが必要です。詳細は裏面 Q7 参照)

以下のチェックリストに沿って、必要な書類を揃えて、更新申請の手續を行ってください。

<個人番号の確認書類チェックリスト>

(申請方法)

- A 患者本人やその家族等が来所してお手続き 又は 郵送でのお手続き
 B 委任状や法定代理人など、法律上代理権がある者が来所してお手続き 又は 郵送でのお手続き

A の場合 ⇒ 次の①と②の両方が必要

② 患者本人の身元を確認できる書類 (アからウのうちいずれか)	ア	<input type="checkbox"/>	個人番号カード(顔写真付)
	イ	<input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ(顔写真の表示があるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード 等
	ウ	<input type="checkbox"/>	ア、イの用意が困難な場合は以下の書類のうち2つ <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・源泉徴収票 ・納税証明書 ・市町村民税課税(非課税)証明書 ・特定医療費(指定難病)受給者証 等
① 患者本人の個人番号を確認できる書類		<input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(顔写真付) ・通知カード ・個人番号の記載のある住民票 ・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書

※郵送でのお手続きの場合は①と②のコピーを同封

B の場合 ⇒ 次の①～③の全てが必要

① 患者本人の個人番号を確認できる書類		<input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード又はその写し ・通知カード又はその写し ・個人番号の記載のある住民票 ・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書
② 代理権を確認できる書類		<input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ <ul style="list-style-type: none"> ・委任状(あらかじめ申請者が署名、押印したもの) ・患者本人の公的医療保険の被保険者証 ・患者本人の個人番号カード
③ 代理人の身元を確認できる書類 (カ又はキのいずれか)	カ	<input type="checkbox"/>	以下の書類のうち1つ(顔写真の表示があるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード 等
	キ	<input type="checkbox"/>	以下の書類のうち2つ <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・源泉徴収票 ・納税証明書 ・住民票 ・住民票記載事項証明書 ・市町村民税課税(非課税)証明書 等

※ 郵送でのお手続きの場合、②の委任状については原本を、②のそれ以外と①・③についてはコピーを同封

患者本人が 18 歳未満の場合は裏面のQ7をご覧ください。

裏面あり

【個人番号Q&A】



Q1 個人番号制度では受給者は何をしなければならないの？

A1 申請書等に個人番号を記載することとなります。このため、手続きの際には、通知カードや個人番号カード等、申請者の個人番号を確認できるものを忘れずに持参してください。



Q2 個人番号導入で受給者にはどんなメリットがあるの？

A2 将来的には、申請時の添付書類が省略できると想定されています。



Q3 平成 28 年度の更新申請時は、どうして添付書類の省略ができないの？

A3 他の行政機関から必要な情報を取得できるようになる(情報連携)のは、平成 29 年7月からの予定です。それまでは、個人番号を使用して必要な情報を取得することができません。そのため、平成 28 年度は、例年どおり添付書類の提出が必要です。



Q4 添付書類の省略ができないのに、どうしてこの時期に個人番号を提供しないとイケないの？

A4 平成 29 年7月から情報連携が始まりますが、その際には、難病事務で情報を取得するだけでなく、情報を提供する機会も出てきます。そのときに、みなさんの個人番号がわからないと、正しい情報を提供できなくなります。それを防ぐために、この時期に個人番号を提供いただくことにしました。



Q5 受給者のどんな情報を提供することになるの？

A5 現段階では、「支給開始年月」と「支給終了年月」、「公費の支払年月」とされています。誰がどの指定難病にかかっているか等の個人情報提供されません。また、提供する相手方の行政事務も法律で定められており、不要な個人情報は取得できないように定められています。



Q6 個人番号が漏えいすると、個人情報がつづる式に流出してしまうの？

A6 各行政機関が持っている個人情報はこれまでどおり各行政機関によって管理され、また、行政機関同士のやりとりでは個人番号ではなく暗号化された符号が使われるため、第三者が個人番号をもとに個人情報をつづる式に引き抜くことはできない仕組みになっています。



Q7 患者本人が 18 歳未満の場合、誰の個人番号が必要？

A7 申請書には、保護者の個人番号と患者本人の個人番号を御確認のうえ、記載してください。必要な確認書類は、保護者の個人番号を確認できる書類と保護者の身元を確認できる書類です。患者本人の個人番号については、申請者である保護者が確認をした上で記載していただければ、窓口での患者本人の番号確認は不要です。

